様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月30日

群馬県知事　山本 一太 様

提出者　〒377-1526
住　所　群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原875番地

氏　名　渡辺建設株式会社
代表取締役　渡辺 栄志

電話番号　0279-97-2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	渡辺建設株式会社
事業場の所在地	群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原875番地
計画期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業　　中分類：総合工事業
②事業の規模	完成工事高　２２億４１００万円
③従業員数	４３人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ほとんどの産業廃棄物を中間処理業者（再生利用）へ委託処理している。 一部の産業廃棄物を最終処分業者（埋立）へ委託処理している。

（日本工業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙「産業廃棄物管理体制」のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
排　　出　　量	3319.6　t	6425.1　t

（これまでに実施した取組）

・工法等の改善による抑制
・梱包材の簡素化による抑制
・実寸発注による抑制
・ユニット化持ち込みによる抑制
・IS014001環境マネジメントシステムの効果的な運用による抑制

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
排　　出　　量	3300.0　t	5000.0　t

（今後実施する予定の取組）

・IS014001環境マネジメントシステムの継続運用による抑制

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・全ての産業廃棄物を種類毎に分別する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・全ての産業廃棄物を種類毎に分別する（現状維持）。

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
34.8　t	35.1　t	2.9　t	29.8　t

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
30.0　t	30.0　t	2.5　t	20.0　t

繊維くず	汚泥		
0.2 t	1.0 t	t	t

繊維くず	汚泥		
0.2 t	0.5 t	t	t

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>がれき類</td><td>木くず</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>0.0 t</td><td>0.0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・自ら行う産業廃棄物の再生利用は行っていない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>がれき類</td><td>木くず</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>0.0 t</td><td>0.0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・自ら行う産業廃棄物の再生利用は行わない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>がれき類</td><td>木くず</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>0.0 t
0.0 t</td><td>0.0 t
0.0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・自ら行う産業廃棄物の中間処理は行っていない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>がれき類</td><td>木くず</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>0.0 t
0.0 t</td><td>0.0 t
0.0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・自ら行う産業廃棄物の中間処理は行わない。</td></tr>
</table>

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

繊維くず	汚泥		
0.0 t	0.0 t	t	t

繊維くず	汚泥		
0.0 t	0.0 t	t	t

繊維くず	汚泥		
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t

繊維くず	汚泥		
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t

（これまでに実施した取組）

・自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分は行っていない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t

（今後実施する予定の取組）

・自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分は行わない。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類		がれき類	木くず
全処理委託量		3319.6 t	6425.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	171 t
	再生利用業者への処理委託量	3312.2 t	6425.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t

（これまでに実施した取組）

・委託契約書の書式を統一し、全て個別契約（作業所単位）とする。
・委託契約先の現地確認を行う。
・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する。
・可能な限り再生利用業者に処理を委託する。

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
34.8 t	35.1 t	2.9 t	29.8 t
34.8 t	34.3 t	2.9 t	27.6 t
34.8 t	34.3 t	2.9 t	29.8 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

繊維くず	汚泥		
0.0 t	0.0 t	t	t

繊維くず	汚泥		
0.0 t	0.0 t	t	t

繊維くず	汚泥		
0.2 t	1.0 t	t	t
0.2 t	0.0 t	t	t
0.2 t	1.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t

	②計画	【目標】 産業廃棄物の種類：がれき類／木くず 全処理委託量：3300.0 t／5000.0 t 優良認定処理業者への処理委託量：0.0 t／200.0 t 再生利用業者への処理委託量：3300.0 t／5000.0 t 認定熱回収業者への処理委託量：0.0 t／0.0 t 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量：0.0 t／0.0 t （今後実施する予定の取組） ・委託契約書の書式を統一し、全て個別契約（作業所単位）とする。 ・委託契約先の現地確認を行う。 ・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する。 ・可能な限り再生利用業者に処理を委託する。 ・電子マニフェストの導入及び運用。
※事務処理欄		

金属くず	廃プラスチック類	紙くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
30.0 t	30.0 t	2.5 t	20.0 t
30.0 t	30.0 t	2.5 t	20.0 t
30.0 t	30.0 t	2.5 t	20.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

繊維くず	汚泥		
0.2 t	0.5 t	t	t
0.2 t	0.0 t	t	t
0.2 t	0.5 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

《産業廃棄物管理体制》

廃棄物管理責任者		総務部長
廃棄物管理担当者		総務部担当者・各作業所長
作業所責任者		各作業所長
役割	管理責任者	○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認 ○廃棄物に関しての総括管理
	管理担当者	○廃棄物に関する書類作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者・優良認定処理業者・再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約書、マニフェストの総括管理（5年間保存） ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○各作業所に対する情報の提供 ○監督官庁への各種報告 ○その他廃棄物に関する事項
	作業所責任者	○処理業者・優良認定処理業者・再生利用業者の調査、選定及び管理 ○マニフェストの交付、管理 ○下請請負業者の教育、指示 ○委託契約の締結 ○委託契約書、マニフェストの管理（工事期間中）

